

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が平成30年5月7日に提起した処分庁（山形県知事）による特別児童扶養手当認定請求却下処分（平成30年1月29日付け特別児童扶養手当有期再認定却下通知書によるもの。）及び特別児童扶養手当資格喪失処分（平成30年1月29日付け特別児童扶養手当資格喪失通知書によるもの。）（いずれの処分もそれぞれ○○○○（以下「対象児童A」という。）を対象の児童とするもの及び○○○○（以下「対象児童B」という。）を対象の児童とするもの。以下これらを「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人

対象児童A及び対象児童Bの障害の程度が軽くなったわけではなく、成長発達段階における他児との差はむしろ広がっていると感じており、対象児童A及び対象児童Bの障害の状態が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）別表第3に定める障害の状態に該当しないという理由による本件処分は納得できないため、本件処分の取消しを求める。具体例は以下のとおり。

ア 外出先でトイレに入れなため母親が個室まで付き添い介助しなければならない状況であることや学校のトイレでも排泄できないため便失禁等が見られることから日常生活に支障をきたし、自立を妨げていること。

イ 学習面では、単純な計算や漢字を書くことはできるが、文章問題や聞き取り問題、作文などは壊滅的であり、音読もいくら練習してもできないなど学習障害の傾向があること。

ウ 言語コミュニケーションが上手くできないため、同年代の児と関わるのが難しくなっていること。

(2) 審査庁

審理員意見書にあるとおり、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものであり、何ら違法又は不当な点は存在しないため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

3 審理員意見書（補足説明書を含む。）の要旨

(1) 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見書の理由

ア 令別表第3に定める障害の状態に該当するか否かについて

(ア) 対象児童Aについて

本件処分に係る特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書A」という。）における対象児童Aの状態を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日付け児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）における発達障害の認定基準に当てはめると、「同年代の子どもと関わるのが難しく」、「こだわりの強さ」があり、「決まったトイレ以外に入りたがらず、便失禁をしてしまう」など、「自閉スペクトラム症」の特性は有しているものの、小学校では普通学級に在籍していることや、日常生活は概ね自立していることから、発達障害の認定基準の2級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力に乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度とは認められず、対象児童の障害の状態は、令別表第3に定める障害の状態には該当しないと解される。

(イ) 対象児童Bについて

本件処分に係る特別児童扶養手当認定診断書（以下「診断書B」という。）における対象児童Bの障害の状態を局長通知における発達障害の認定基準に当てはめると、「同年代の子どもと対等な関係を維持することが難しく」、「こだわりの強さ」があり、「決まったトイレ以外は入りたがらない」など、「自閉スペクトラム症」の特性は有しているものの、小学校では普通学級に在籍していることや、日常生活は概ね自立していることから、発達障害の認定基準の2級に相当するものとして例示する「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力に乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要」な程度とは認められず、対象児童の障害の状態は、令別表第3に定める障害の状態には該当しないと解される。

以上のことから、局長通知における発達障害の認定基準に照らして、障害認定審査医が、対象児童A及び対象児童Bの障害の状態は、いずれも局長通知における発達障害の認定基準に該当せず、令別表第3に定める障害の状態には該当しないとした医学的な判断と、それを受けて本件処分を行った処分庁の判断には違法又は不当な点があるとは認められない。

イ その他

本件処分は、障害認定審査医による医学的な判断に基づいて行われたものであり、処分庁は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号。以下「規則」という。）第18条に基づき、特別児童扶養手当有期再認定却下通知書を審査請求人に交付し、規則第24条に基づき、特別児童扶養手当資格喪失通知書を交付しており、手続上も違法又は不当な点は認め

られない。

4 調査審議の経過

平成30年11月1日 審査庁からの諮問の受付

平成31年1月15日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 令別表第3に定める障害の状態に該当しないという判定について

局長通知は、令別表第3に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであり、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされている。また、精神の障害のうち、発達障害における認定基準については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行うこととされており、各等級に相当すると認められるものを一部例示すると、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの」が1級に、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」が2級に該当する旨規定されている。

診断書Aを検討すると、対象児童Aについては、障害の原因となった傷病名は「自閉スペクトラム症」とされており、障害の状態については、「こども集団において、孤立しがちなため、支援を必要とする。こだわりの強さがあり、生活に支障を来している」とされているが、小学校は普通学級に在籍しており、日常生活能力の程度は、食事、洗面及び衣服が「自立」、排泄及び入浴が「半介助」、危険物が「特定のもの、場所はわかる」、睡眠が「問題なし」とされている。また、「決まったトイレ以外は、母が個室に一緒に入り介助する必要がある」と診断されている。

また、診断書Bを検討すると、対象児童Bについては、障害の原因となった傷病名は「自閉スペクトラム症」とされており、障害の状態について、「こだわりの強さがあり、生活に支障を認める」こと、「同年代の子ども集団において、支援を必要とする」とされているが、小学校は普通学級に在籍しており、日常生活能力の程度は、食事、洗面、衣服及び入浴が「自立」、排泄が「半介助」、危険物が「特定の物、場所はわかる」、睡眠が「問題なし」とされている。また、「トイレは、決まった場所以外は、母と一緒に個室に入り、介助する必要がある。」と診断されている。

対象児童Aは排泄及び入浴が、対象児童Bは排泄が「半介助」と診断されているが、障害認定審査医は、排泄に関しては、特定のトイレであれば一人でできるのであれば、日常生活にはおおむね支障はなく、能力的な問題ではないとし、また、入浴に関しては、現症時小学3年生であることを考慮すれば、自閉スペクト

ラム症のために一部介助が必要であるとは断定できないことを根拠として、日常生活能力はおおむね自立していると判断したことが、補足説明書から認められる。

以上の検討を踏まえると、局長通知の発達障害に係る認定基準に照らして、障害認定審査医が診断書を基に対象児童の障害の状態について、局長通知の認定基準には該当せず令別表第3に定める障害の状態には該当しないとした医学的な判定と、その判定等を踏まえて本件処分を行った処分庁の判断は、違法又は不当な点があるとは認められない。

(2) その他

処分庁は、規則第18条に基づいて、特別児童扶養手当有期再認定却下通知書を審査請求人に交付し、規則第24条に基づいて、特別児童扶養手当資格喪失通知書を交付しており、手続上も違法な点は認められない。

また、審理員の審理手続においても、違法な点は認められない。

(3) 結論

以上のとおりであることから、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当である。

山形県行政不服審査会

水 上 進 (会長)

阿 部 未 央

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子

渡 辺 麻 里